

## 富津市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

市が行う富津市役所本庁舎自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の事項をご確認の上、お申込みください。

### 1 設置事業者募集物件

富津市役所本庁舎（設置場所については、別添図面を参照してください。）

物件番号	グループ	設置場所	自販機の大きさ (W×D×H)	最低貸付料 (月額) (税抜き)	備考
①	A	1階国民健康保険課前	1.9m×0.8m×1.9m 以内	500 円	
③	B	1階環境保全課前	1.2m×0.8m×1.9m 程度	500 円	ユニバーサルデザイン自販機
④	B	1階環境保全課前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑤	C	2階健康づくり課前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑥	C	2階健康づくり課前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑦	D	3階総務課前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑧	D	3階総務課前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑨	E	4階農林水産課前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑩	E	4階農林水産課前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑪	F	4階会議室401前	1m×0.8m×1.9m 程度	500 円	水道なし
⑫	G	5階選挙管理委員会事務局・監査委員事務局前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑬	G	5階選挙管理委員会事務局・監査委員事務局前	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑭	H	議員駐車場	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	屋外
⑮	I	旧レストラン棟入口付近	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	屋外
⑯	J	1階市民待合ロビー	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	
⑰	J	1階市民待合ロビー	1m×0.7m×1.9m 程度	500 円	

※物件番号①の販売品目は、菓子等と飲料又は菓子等のみ。

※物件番号⑪の販売品目は、紙カップのみ。

※①・⑪以外はペットボトル・ビン・缶のみ。

### 2 応募資格要件

応募できる者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

（1）法人の場合は、県内に本店又は営業所等を有すること、個人の場合は、市内に

居住し業を営んでいること。

- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又はなされていない者、並びに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てを成されていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する2年以上の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (9) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

### 3 契約上の条件等

#### (1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付（賃貸借契約）とする。

#### (2) 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、更新はできないものとする。

#### (3) 貸付料等

##### ①貸付料

富津市が設定する最低貸付料以上で、最高の提示価格をもって貸付料（月額）とする。なお貸付料は、富津市が指定する月数分を、別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

##### ②その他必要経費等

自動販売機の設置、撤去及び維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とする。

なお、電気料金を算定するための子メーター等の設置を設置事業者が行うこととし、電気料金は、1年分（4月から3月までの期間）を別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

#### (4) 貸付上の制限

次のことを遵守すること。

- ①貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ②貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸しないこと。
- ③販売品目の飲料については、清涼飲料水とし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）は含めないこと。
- ⑤販売品目は、メーカー希望小売価格よりも10円以上安い価格で販売すること。

#### （5）維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ①自動販売機の維持管理は設置事業者が責任を持って行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②原則として自動販売機1台に対し1個の割合で自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた空き容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③衛生管理及び感染症対策の徹底を図るとともに、関係法令等を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④自動販売機の設置にあたっては、転倒防止対策など安全に十分注意を払うこと。
- ⑤設置する自動販売機は、環境負荷低減機種にするなど、環境に配慮すること。
- ⑥自動販売機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

#### （6）原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復すること。

#### （7）その他

各自動販売機における毎月の売上本数、売上金額を集計し、年1回（毎年4月30日までに）管財契約検査課まで売上報告書を提出すること。

### 4 応募申込手続

#### （1）申込方法

- ①申込手続きは、総務部管財契約検査課窓口に持参または郵送にて申し込むこと。  
※電話、FAX、メール等による受付は行わない。
- ②申込みは全ての物件について行うことができる。
- ③郵送により提出する場合は、応募申込書（様式1）入りの封筒を定型封筒（外封筒）に入れて提出してください。

#### （2）申込期間（縦覧期間を含む）

- ・令和7年12月1日（月）から令和7年12月19日（金）まで  
※持参する場合は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで。郵送の場合は、12月19日（金）午後5時必着のこと。
- ・質疑がある場合は、質疑書により令和7年12月9日（火）までに総務部管財契約検査課宛にFAXで提出すること。
- ・質疑書の回答は、令和7年12月12日（金）までに、富津市ホームページに掲

載する。

(3) 申込書類

- ①富津市役所本庁舎自動販売機設置事業者応募申込書（様式1）  
※富津市役所本庁舎自動販売機設置事業者応募申込書は封緘のうえ提出すること。  
※金額は税抜き価格を記入すること。

- ②誓約書（様式2）

- ③設置を希望する自動販売機のカタログ等（寸法が確認できるもの）

- ④2（6）に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ）

(4) 申込書等の書換え等の禁止

応募者は、応募申込書等を提出した後は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(5) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とする。

- ①応募資格のない者が行った応募申込み
- ②募集に関し、不正な行為を行った応募申込み
- ③その他指定した以外の方法により提出された応募申込み
- ④最低貸付料より少ない金額での応募申込み

## 5 設置事業者の決定

- (1) 富津市役所本庁舎自動販売機設置事業者応募申込書の開封は、令和7年12月22日（月）に行う。
- (2) 設置事業者は、市が定めた最低貸付料以上で、最も高い応募価格で申込みをした者とする。
- (3) 同額の最高額の応募価格で申込みした者が2者以上いるときは、「くじ」により設置事業者を決定する。
- (4) 設置事業者は、物件ごとに決定する。
- (5) B、C、D、E、G、Jグループは、近接する場所に自動販売機を2台設置するため、各グループ内の設置事業者が同一の設置事業者となつた場合は、販売品目に偏りが生じないように配慮すること。
- (6) 設置事業者の決定後、応募者に選定結果を連絡する。
- (7) 設置事業者に決定した者は、賃貸借契約締結の手続きを行う。
- (8) 設置事業者に決定した者が契約を締結しないときは、市が定めた最低貸付料以上の次順位者を繰上げることとする。

## 6 賃貸借契約締結手続き

(1) 提出書類

- ①自動販売機設置場所賃貸借契約書

- ②法人は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人は住民票
  - ③国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書  
※法人は納税証明書その3の3、個人は納税証明書その3の2
  - ④都道府県税（法人事業税または個人事業税）の納税証明書  
※納税証明書その2
  - ⑤市税の納税証明書  
※法人は課税されている市税全て、個人は課税されている市税全て及び県民税
- ※各証明については、発行後3か月以内のもの

## 7 その他

- ①提出期限を過ぎて提出のあった書類は受理できません。
- ②提出された書類は返却しません。
- ③書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行うことがあります。

### 【問合せ先】

〒293-8506

千葉県富津市下飯野2443番地

富津市総務部管財契約検査課

電話：0439（80）1239

FAX：0439（80）1350

## 自動販売機設置場所賃貸借契約書（案）

富津市（以下「賃貸人」という。）と（以下「賃借人」という。）  
とは、以下条項により自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 賃貸人と賃借人の両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （貸付物件）

第2条 賃貸人は、その所有する物件（以下「貸付物件」という。）を賃借人に貸付け、賃借人は、これを賃借するものとする。

物件番号	所在地	施設名	設置場所
	富津市下飯野 2443 番地	富津市役所本庁舎	

### （使用目的）

第3条 賃借人は、貸付物件を自動販売機設置場所として使用しなければならない。

### （貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### （貸付料及び支払方法）

第5条 貸付料は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、年2回賃貸人が発行する納入通知書により、賃貸人の指定する期日までに支払うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

### （電気料）

第6条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 賃借人は、自動販売機に係る電気料を負担するものとする。

3 前項の電気料は、賃貸人の発行する納入通知書により、その指定期日までに賃貸人に納付しなければならない。

(設置撤去等費用)

第7条 自動販売機の設置、撤去及び移転等に関する費用の一切は、賃借人の負担とする。

(貸付料及び電気料の延滞損害金)

第8条 賃借人は、納付期日までに貸付料を納付しないときは、賃貸人が督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき、年5%の割合を乗じて計算した金額(その端数に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する遅延損害金を加算して、賃貸人に支払うものとする。

(削除)

第9条 削除

(禁止事項)

第10条 賃借人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を第3条に規定する使用目的以外で使用すること。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (4) 本件賃借権を第三者に継承し、又は担保に供すること。

(自動販売機設置の基準等)

第11条 賃借人は、自動販売機設置運営に必要な設置費、維持管理費、その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して貸付物件を使用しなければならない。

(1) 自動販売機の設置

- ア 設置する自動販売機は、設置場所の景観にあうデザインとし、省エネルギー、ヒートポンプ機能搭載型等の環境負荷低減機種にすること。
- イ ユニバーサルデザインの機種にすること。
- ウ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止措置を施すこと。
- エ 自動販売機は、床面及び壁面へ直接ボルト止めしないなど施設の躯体に負担のかからない方法により設置すること。

(2) 自動販売機の維持管理

- ア 自動販売機の管理運営はフルオペレーションとすること。

- イ 設置する自動販売機には、故障時等の連絡先を必ず明記すること。
- ウ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。

(3) 販売品について

- ア 衛生管理については、関係法令を遵守すること。
- イ 販売品は、メーカー希望小売価格よりも10円以上安い価格で販売すること。
- ウ 販売品目の飲料については、清涼飲料水とし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）は含めないこと。
- エ 販売品の賞味期限に注意し、在庫及び補充管理を行なうこと。

(4) 回収ボックスの設置等販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、適切に分別・回収・リサイクルを行なうとともに、適宜周囲の清掃を行なうこと。

(使用状況の実地調査等)

第12条 賃貸人は、次の各号に該当する事由が生じたときは、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、賃借人は調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

- (1) 第10条の定める事項又は第11条に定める基準に違反したとき。
- (2) その他賃貸人が必要とするとき。

(契約の解除)

第13条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 賃貸人が、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第5条及び第6条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、賃貸人の催告にもかかわらず履行しないとき。
- (3) 賃借人が、応募の資格要件を失ったとき。
- (4) 賃借人が、設置事項のいずれかに違反する行為を行なったとき。
- (5) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

(解約申入れ)

第14条 賃借人は、契約期間中に契約を解約しようとするときは、契約を解約する3ヶ月前までにその旨を賃貸人に書面をもって届け出なければならない。なお、その届出があった日から3年間は賃貸人が行う自動販売機設置事業者募集に応募

できないものとする。

2 賃借人は、契約期間中に契約を解約したときは、違約金として月額貸付料の3ヶ月分を賃貸人が発行する納入通知書により、賃貸人の指定する期日までに支払わなければならない。

(売上報告書の提出)

第15条 賃借人は、各自動販売機における毎月の売上本数、売上金額を集計し、年1回（毎年4月30日までに）賃貸人に売上報告書を提出するものとする。

(貸付物件と貸付料の返還)

第16条 賃借人は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第13条及び第14条の規定により本契約が解除されたときは、賃貸人の指定する期日までに自己の費用をもって原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。

2 賃貸人は、徴収した貸付料について返還しないものとする。ただし、第13条第1項第1号の規定により契約を解除したとき、または特別の事由があると賃貸人が認めるとときは、この限りでない。なお、ただし書きにおける返還金額は、日割計算により算定するものとし、当該返還金額には利息を付さない。

(損害賠償)

第17条 賃借人は、この契約に定める義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。

2 賃借人は、第13条第1項第1号の規定により賃貸人が本契約を解除した場合において、賃借人に損害が発生したときは、賃貸人にその補償を請求できるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第18条 賃貸人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、賃貸人の責に帰することが明らかな場合を除きその責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 賃借人は、貸付期間が満了した場合又は第13条及び第14条の規定により本件契約を解除された場合において、本件貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを賃貸人に請求しない。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて賃借人の負

担とする。

(個人情報の保護)

第21条 賃借人は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(遵守事項)

第22条 賃借人は、この契約に定めるもののほか「富津市自動販売機設置に係る行政財産貸付要領」を遵守するものとする。

(疑義の決定等)

第23条 本契約に関し、疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、賃貸人、賃借人協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 千葉県富津市下飯野2443番地  
千葉県富津市  
富津市長 高橋恭市

賃借人